

## 独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院開放型病院運営規定

### (目的)

第1条 本規定は、独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院（以下「当病院」という。）に開放型病床を設置するにあたり、「独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院開放型病院登録医届出書」により届け出を行った地域の医療機関の医師及び歯科医師（以下「登録医」という。）のために施設・設備を開放し、共同診療及び共同指導をとおして、一貫性のある医療を地域住民に提供することにより、地域医療の質の向上を図ることを目的とする。

### (開放型病床数)

第2条 当病院は、一般病床の中から「5床」を開放型病床として設置する。

### (利用手順)

第3条 登録医が、当病院の総合支援センターに電話等で申し込む。

- 2 申し込みは平日の9時00分から17時00分までとし、土曜日・日曜日・祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除くものとする。

### (共同診療及び共同指導)

第4条 登録医と当病院の主治医は、共同で診療、指導を行うものとする。

### (診療責任)

第5条 開放型病床に入院中の患者の管理は、当病院の責任において行うものとする。

### (その他)

第6条 この規定に定めるもののほか、開放型病床の運営について必要な事項は、当病院が別に定めるものとする。

### 附則

- 1 この規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規定は、平成26年4月1日より改定し、施行する。
- 3 この規定は、令和元年5月1日より改定し、施行する。